

インフルエンザ予防接種補助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立学校共済組合定款（昭和37年11月30日施行）第27条第1号の規定に基づき実施する「インフルエンザ予防接種補助」事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の趣旨)

第2条 次条に定める補助対象者が、医療機関においてインフルエンザ予防接種を受けた場合、その費用の一部を補助することにより、組合員の健康管理の一助とする。

(補助対象者)

第3条 接種時に組合員である者。

(補助額)

第4条 組合員の補助額は、1,000円とする。ただし、予防接種の自己負担額3,000円以上の場合に限る。

(補助対象接種期間)

第5条 補助対象となる接種期間は、当該年度の9月1日から翌年2月末日までとする。

(補助回数)

第6条 補助回数は、組合員1人につき、当該年度内1回とする。

(請求方法)

第7条 インフルエンザ予防接種補助を請求しようとする組合員は、「インフルエンザ予防接種補助請求書」に次条の添付書類を添え、公立学校共済組合埼玉支部長に提出しなければならない。

(添付書類)

第8条 「インフルエンザ予防接種補助請求書」には、インフルエンザ予防接種を受けた際に医療機関から発行される、次の項目が全て確認できる領収書又はレシート(写し可)を添付しなければならない。

- (1) インフルエンザ予防接種を受けた者の氏名(フルネーム)
- (2) インフルエンザ予防ワクチン接種であること(予防接種代のみでは不可)
- (3) 接種年月日
- (4) 支払金額
- (5) 医療機関の名称

2 領収書等に予防接種名の記載がない場合、次のいずれかの方法によることができる。

- (1) 領収書の余白部分に医療機関で予防接種名を記載してもらう。
- (2) 「接種済証」又はインフルエンザ予防接種と明記されている「診療明細書」を添付する。

3 前項(2)に定める添付書類は写しでも可とする。

4 複数名分を一括金額で発行している領収書の場合、内訳(接種者氏名、接種日、費用の単価、ワクチン名)を医療機関で記載してもらわなければならない。

5 クレジットカードを利用した場合は、支払の際に交付される売上票のほか、第1項に掲げる項目が全て確認できる書類を添付しなければならない。

(請求書の提出期限等)

第9条 請求書の提出期限は、毎月15日とし、翌月の21日に登録口座に送金する。

また、領収書で確認できる受診日の属する年度の3月15日(必着)を最終の提出期限とする。

ただし、これらの日が休日等の場合は、前日とする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。